

## 鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、こどもエコクラブ全国事務局に登録済の市内のこどもエコクラブ（以下「こどもエコクラブ」という。）に対し、こどもエコクラブが実施する様々な環境学習・活動を支援することにより、環境を大切にする心と行動力の育成を図り、幼児から高校生を中心に大人を含めた地域活動の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的の達成に資するためこどもエコクラブが実施する環境学習・活動（次のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利目的のもの
- (3) その他市長が適当ではないと認めるもの

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象事業に要する別表に掲げる経費（当該年度の4月1日以降で規則第5条第1項の規定による交付決定の前日に実施した補助事業に要した経費を含む。以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、こどもエコクラブに登録されているメンバー及びサポーターの数の総数に500円を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額を限度額とする。

- 2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、同条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から50日を経過する日（補

助事業の中止又は廃止の場合にあつては、中止又は廃止の日から20日を経過する日）又は補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長等に報告し、市長等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成22年6月22日から施行する。  
この要綱は、平成25年7月 8日から施行する。  
この要綱は、平成26年7月29日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。  
この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

- 1 講師等への謝金及び旅費
- 2 メンバー等の旅費
- 3 消耗品費
- 4 燃料費
- 5 印刷製本費
- 6 通信運搬費
- 7 広告宣伝費
- 8 保険料
- 9 自動車・船舶借上料
- 10 会場・機器借上料及び会場設営費（会場設営を委託する場合は、県内事業者が発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）
- 11 施設の入場料
- 12 原材料費
- 13 その他市長が特に必要と認める経費（委託をする場合は、県内事業者が発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）

## 様式第 1 号（第 5 条、第 8 条関係）

## 年度こどもエコクラブ活動事業計画（報告）書

|                                                                    |                                                                                                                      |     |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 エコクラブの名称                                                         |                                                                                                                      |     |
| 2 活動（予定）内容                                                         | 時 期                                                                                                                  | 内 容 |
|                                                                    |                                                                                                                      |     |
| 3 活動に要する経費の総額                                                      | 円                                                                                                                    |     |
| 4 県内事業者への発注が困難である理由<br>(止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載) | 有 ・ 無<br>※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。<br>※「有」の場合は、下記に記載してください。                                           |     |
| 5 他の補助金等の活用の有無                                                     |                                                                                                                      |     |
| 活用する補助金等の名称                                                        |                                                                                                                      |     |
| 事業内容                                                               |                                                                                                                      |     |
| 当該補助金等に係る問い合わせ先                                                    | 部署名・団体名：<br>連絡先電話番号：                                                                                                 |     |
| 6 その他参考事項                                                          | メンバー数                                                                                                                | 人   |
|                                                                    | サポーター数                                                                                                               | 人   |
|                                                                    | 合 計                                                                                                                  | 人   |
|                                                                    | 添付書類<br>①こどもエコクラブ全国事務局に登録した人数が確認できる書類（登録用紙、あるいは変更届の写し）<br>②メンバー及びサポーターの年齢と氏名が記載された名簿<br>③活動状況（実績）がわかる成果報告書（活動報告書提出時） |     |
| 7 消費税の取り扱い                                                         | 一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・<br>特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等・<br>地方公共団体・仕入控除額が明らかでない一般課税事業者<br>※消費税の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。    |     |
| 8 連絡先                                                              | サポーター名<br>電話番号                                                                                                       |     |

## 様式第2号（第5条、第8条関係）

## 年度こどもエコクラブ活動収支予算（決算）書

## 1 收入

(単位 円)

| 区 分  | 予算（決算）額 | 摘 要 |
|------|---------|-----|
| 市補助金 |         |     |
| 自己資金 |         |     |
|      |         |     |
| 計    |         |     |

## 2 支出

(単位 円)

| 区 分 | 予算（決算）額 | 摘 要 |
|-----|---------|-----|
|     |         |     |
| 計   |         |     |

注 摘要欄には、積算内容等を記載すること。